

## 令和元年度第 1 回芝山町都市計画審議会 議事録

日 時	令和元年 12 月 9 日（月） 10:00～11:30
場 所	芝山町役場 南庁舎 1F 研修室
出席者	<p>（委員）</p> <p>村山会長、岩澤委員、小嶋委員、坂井委員、實川委員、 渡部委員（代理：澤井交通課長）、角田委員、木内委員、堀越委員 （事務局）</p> <p>高橋企画空港政策課長、寺田都市計画担当課長、土屋都市計画係長、 平山主任主事</p>
次 第	<p>1 開会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 説明内容</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 委員の委嘱について</p> <p>4 議事</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 議案第 1 号 芝山町都市計画マスタープランの策定について〔諮問〕</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 議案第 2 号 芝山町都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音 障害防止特別地区の変更について（県決定）〔諮問〕</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>
— 議事概要 —	
1 開会	
2 会長挨拶	
村山会長	<p>皆様おはようございます。12 月のお忙しい時期にお集まりいただき、ありがとうございます。今日の都市計画審議会は、都市計画マスタープランと航空騒音障害防止地区及び同防止特別地区の変更ということで、成田空港の更なる機能強化に伴うこの町の都市計画に関して非常に重要な内容ですので、慎重に審議していただければと思います。都市計画マスタープランは、平成 30 年 10 月の都市計画審議会で見直すことを確認して、わずか 1 年の間で大変すばらしいものができたと思いますので、是非、その中身を見ていただければと思います。</p>
3 説明内容	
事務局	<p>（1）委員の委嘱について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政関係機関の職員</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">前山武警察署長 濱元裕彦氏の退任に伴い、</p> <p style="padding-left: 40px;">現山武警察署長 渡部忠浩氏に委嘱（代理出席：澤井交通課長）</p>

	<p>・町民</p> <p>前区長会長 大道寺治雄氏の退任に伴い、</p> <p>現区長会長 堀越幸一氏に委嘱</p>
<b>4 議事</b>	
<b>(1) 議案第 1 号 芝山町都市計画マスタープランの策定について〔諮問〕</b>	
事務局	事務局より、都市計画マスタープラン策定の経緯・内容について説明
村山会長	質疑のある方はいるか。
堀越委員	目標人口について、2040 年時点で 6,000 人、2038 年時点で 7,500 人とそれぞれ設定されているようだが、どちらが優先されるのか。
事務局	芝山町人口ビジョンにおいては、2040 年時点で人口 6,000 人規模の維持を目標として設定している。しかし、その後成田空港の更なる機能強化に伴い空港関連就業者約 3 万人の増加が見込まれたため、新規定住促進等による人口増加が期待できることから、都市計画マスタープランでは 2038 年時点の目標人口を 7,500 人に設定している。
堀越委員	目標人口は 7,500 人ということに理解した。空港拡張に伴い移転対象となる住民が町外へ出ていくことのないよう、住みやすいまちづくりを行っていただきたい。
坂井委員	資料 2 の 7 ページに「定住人口の確保に資する充実した子育て環境の提供」、「空き家・空き地の適正な管理・活用」とあるが、これは小池地区を対象とした施策を記載したものか。
事務局	町全体に係る土地利用の基本方針である。ご指摘の項目については、資料 1 の 41, 43 ページで詳細を記載している。
村山会長	議案第 1 号について、原案の通り可決するという事で異議はあるか。
委員	異議なし。
<b>(2) 議案第 2 号 芝山町都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更について（県決定）〔諮問〕</b>	
事務局	事務局より地区変更に向けた手続きの経過・概要について説明
村山会長	都市計画案縦覧で提出された 8 件の意見書については、既に千葉県に進達したかと思うが、資料 6 は町の考え方として示したものか。意見に対する県の考え方は、県の都市計画審議会を踏まえて出てくるという認識で良いか。千葉県から町に対して意見照会が出ているので、原案について意見があれば、町から県に申し上げるという位置付けでよろしいか。
事務局	はい。
村山会長	質疑のある方はいるか。
小嶋委員	資料 6「案の縦覧に係る意見書に対する町の考え方」の 6～8 番の地域分断に関する意見について、これを解決してほしいというのが町民の一番の願いだと

	<p>思う。今後、町長から県知事宛に芝山町の意見を回答することになるかと思うが、町審議会の答申の中で地域分断についての意見を入れた方が良いと思うし、町から県に対する回答も同様にしたい。</p>
村山会長	<p>この議案について本日審議すべき項目は2つあって、原案の可否に関する審議と、原案のとおり異存ないとするか、それとも検討事項を附帯意見として入れるかどうかの審議だと思う。町民からも意見が出ているので、個人的には付帯意見を答申に入れるべきと考えている。</p>
事務局	<p>資料6の6～8番に対する町の考え方については、成田国際空港の更なる機能強化に関する確認書（平成30年3月13日）の記載内容を引用している。</p>
坂井委員	<p>6～8番、これは殿部田地区に限られた内容か。1番の意見にも移転や地域分断に関する内容が入っているが、それに対する町の考え方が入っていないと思う。</p>
事務局	<p>6～8番では殿部田地区について意見をいただいているが、他の地区についても同様の問題があると認識している。</p> <p>1番の方の集落分断に係る意見に対して町の考え方を示していないが、他の地区を含む町全体の集落分断については、6～8番に記載した考え方と同様である旨ご理解いただきたい。</p>
岩澤委員	<p>8番の殿部田地区に関する意見について、集落分断により世帯が1軒だけ、あるいは2軒、3軒だけ残ってしまう地域が出てくる。これについては確認書の中で検討を行うという方針が示されて以降、結論が先延ばしになっている。確認書の締結から1年半以上経過している為、このタイミングで結論が出てくると良いと思っていた。検討経過だけでも教えていただければと思う。</p>
事務局	<p>いわゆる1戸残しについては、町内で1地区である。その他の少数残存の地区では、計3地区において7戸残っている状況であり、対策については現在検討中である。1戸残しだけの対策なのか、少数残存地区への対策なのか、あるいは少数だけでなく残存地区全てへの対策なのか、バランスを検討している段階であり、まだまだ時間を要する状況である。</p>
岩澤委員	<p>都市計画手続きの変更・告示がされると、申し出により移転補償が可能となる。集落全体で移転しようという話もあるが、残存世帯があるために全員で相談ができない状況である。告示がされれば、集団移転の相談を待たず単独で移転を希望する方が出てくるのではという懸念をしている。今後、過去にあったようなじみ出しということで1戸残しを救いましょうとなった場合、さらに1年程度を要する都市計画手続きが必要になるのか。</p>
事務局	<p>1戸残しは、騒特法の防止地区外の問題であり、それについては法律を改正しないと対応できないのではないかと。現在、法改正以外の手法で対策ができないかという検討がされている状況である。</p>
岩澤委員	<p>法律外の対応を検討しているのか。</p>

事務局	あくまで検討の段階である。法律外であれば早く対応できる可能性もあるが、予算的な問題や財政負担の主体がどこになるか、完全な1戸残しだけを対象とするのか、そうではないのかという問題も含めて現在検討している。
岩澤委員	移転補償が始まる来春までには、残存世帯の方々が納得するかは分からないが、集落分断に係る対策の検討結果を示すべきだと考える。
小嶋委員	地区内に取り残される世帯があるため集団移転の合意形成が図れない。騒特法区域の変更告示がされると、時間が経過するにつれ集落がばらばらになっていってしまう。何か対策があれば、早急に各地区に説明しなければならない。防止地区外の移転補償が法律的に不可能なことは理解しているが、何とか救う方法を検討して方向性を示して欲しいと思う。
堀越委員	意見書の中に若者を増やす町づくりとある。私の地区は限界集落に近い状況である。後10年したらもっと人が減ると思っている。町の考え方としては、「賑わいを創出し、町の発展につなげていきたい」とある。日本中どこもそうだが、若者の都会流出で頭を悩ませている。芝山町は田舎だが、良さをPRして若者に帰ってきてもらえるようなまちづくりが重要と考えるため、是非行ってほしい。
村山会長	人口を維持し、雇用創出だけでなく、町の住環境・住む場所としての魅力を作り上げることは重要だと考える。都市計画マスタープランにその主旨は記載されている。
村山会長	<p>議案について、地区設定そのものについての意見はなかったため、原案のとおり認めるということで良いと思う。ただし、都市計画案縦覧の中で、町民の皆様から出た意見を都市計画審議会としても大事にして、答申に付帯意見を記載したい。付帯する意見の文言は、基本的には資料6の6～8の意見に対する町の考え方を引用し、審議の中で出た意見を踏まえ、以下のとおりとしてはどうか。</p> <p>「特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に基づく地区設定により、集落のほとんどが移転対象となる区域等において、結果的に対象外となる住民への対応については、早急に関係者間で連携して検討を行い、その結果を都市計画決定に併せて示して欲しい。」</p>
事務局	都市計画審議会の答申としてはそのようになるかと思うが、答申内容を踏まえ、町から県への回答を作成したい。
委員	異議なし。
5 その他	
6 閉会	